

**改正**

令和5年10月1日告示第349号

令和6年3月25日告示第112号

令和6年12月2日告示第461号

令和7年4月1日告示第152号

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、鹿屋市における脱炭素を推進するため、市内で住宅用太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置する者に対し、予算の範囲内において鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる設備の導入に係る事業をいう。
- (2) 住宅 戸建の専用住宅（居住用床面積が50平方メートル以上のものに限る。）又は併用住宅（居住用床面積が50平方メートル以上かつ居住用床面積の割合が延床面積の5割以上のものに限る。）の用に供する家屋（マンション、アパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等を除く。以下同じ。）をいう。
- (3) 蓄電池設備価格 蓄電池設備の見積額から第5条に規定する補助対象経費以外の経費を除いた額（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）をいう。
- (4) 単価 1キロワット時当たりの蓄電池設備価格をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自ら所有し、居住する市内の住宅又は自ら所有し、居住するために新築若しくは購入する市内の住宅に補助対象設備を設置する者
- (2) 第11条に規定する実績報告書の提出時点において、補助対象設備を設置する住宅の場所が

本市の住民基本台帳に記録されている住所と同一の者

(3) 市税の滞納がない者

(4) 補助対象設備について、国、鹿児島県又は本市から補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける見込みがない者

(5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前項第1号及び第2号の場合において、仕事の都合その他社会生活上やむを得ない事由により当該住宅の場所を住所として住民基本台帳に登録ができない場合において、配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者が当該住宅の場所を住所として住民基本台帳に登録し、かつ、その住宅に居住している場合は、前項第1号及び第2号の要件を満たしているものとみなす。

（補助対象設備）

**第4条** 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 太陽光発電設備 次のアからケまでに掲げる要件を全て満たすもの

ア 個人の住宅の屋根に設置するものであること。

イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10キロワット未満のものであること。

ウ 商用化され、導入実績があるものであること。

エ 中古設備でないこと。

オ 既存設備の置換又は増設でないこと。

カ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないものであること。

キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給（自己託送）を行わないものであること。

ク 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないものであること。

ケ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して補助事業を行うものであること。ただし、専らFITの認定を

受けた者に対するものを除く。

(2) 蓄電池設備 次のアからクまでに掲げる要件を全て満たすもの

ア 別表第1に掲げる蓄電池の仕様に適合するものであること。

イ 前号に規定する太陽光発電設備を導入するに当たって、当該設備の附帯設備として導入するものであること。

ウ 単価が15万5,000円以下のものであること。

エ 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであって、非常用予備電源として停電時のみに利用するものではなく、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであること。

オ 定置用のものであること。

カ 商用化され、導入実績があるものであること。

キ 中古設備でないこと。

ク 既存設備の置換又は増設でないこと。

2 前項各号に規定する要件のほか、補助対象設備により発電した電力量の30%以上を自家消費することを要件とする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する費用のうち、別表第2に掲げるものとする。

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（キロワット表示とし、小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に1キロワット当たり7万円を乗じた額とする。

(2) 蓄電池設備 蓄電池設備価格の額（ただし、導入するキロワット時が10キロワット時を超えるときは、単価に10を乗じて得た額）に3分の1を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
  - (2) 補助対象設備の設置費用内訳書
  - (3) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
  - (4) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（補助対象設備の仕様が分かる書類）
  - (5) 補助対象設備の発電電力の自家消費量計画書
  - (6) 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等の顔写真付きのものは1点。公的機関が発行した顔写真なしの証明書であって、提出時において有効であるものは2点。以下同じ。）の写し
  - (7) 市税の滞納がないことが分かる書類
  - (8) 委任状（補助金の交付申請等の手続を代理人に委任する場合に限る。）
  - (9) 代理人の本人確認書類の写し（補助金の交付申請等の手続を代理人に委任する場合に限る。）
  - (10) 補助対象設備を設置する住宅の登記事項証明書（発行後3月以内のものに限る。）
  - (11) 補助対象設備を設置する住宅の所有者全員の設備設置承諾書（住宅の所有者が2人以上いる場合に限る。）
  - (12) 誓約書（申請者及び施工業者がそれぞれ記入したもの）
  - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請時点において補助対象設備を設置する住宅が登記未了の新築住宅である場合は、前項第10号の登記事項証明書は、第11条の実績報告を行う時点で提出するものとする。
- 3 補助金の交付申請の受付は、先着順に行うものとする。
- （補助金の交付決定通知）

**第8条** 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付決定通知書（別記第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定した者に対しては鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、それぞれ通知する。
- （補助事業の着手）

**第9条** 補助事業者は、前条に規定する交付決定通知書を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。なお、補助事業に係る工事請負契約等を締結した場合は、補助事業に着手したものとみなす。

(状況報告)

**第10条** 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

**第11条** 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して3月を経過する日又は当該年度の2月15日（その日が鹿屋市の休日を定める条例（平成18年鹿屋市条例第2号）に規定する市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）のいずれか早い日までに、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該添付書類のうち、補助事業者の責によらない事由により本文に規定する日までに提出することができない書類については、この限りでない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）
- (3) 補助対象設備の設置費用内訳書
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 補助対象設備の設置前及び設置後の住宅の状況を記録したカラー写真
- (6) 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所や導入した補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの）
- (7) 電力会社の系統との接続契約書の写し
- (8) 売電契約書の写し（太陽光発電設備で発電した余剰電力を売電する場合に限る。）
- (9) 太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類（蓄電池設備を設置する場合に限る。）
- (10) 住民票の写し（住民基本台帳に記録された住所と補助対象設備を設置する住宅の所在地が同一であることを確認できるものであって、発行から3月以内のものに限る。）。ただし、第3条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第12条** 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付確定通知書

(別記第5号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

**第13条** 前条の通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付請求書(別記第6号様式)に振込口座を照合できるものを添えて市長に提出しなければならない。

(自家消費量の報告)

**第14条** 補助事業者は、補助事業を完了した年度の翌年度以降においても、第16条第1項の表の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、右欄に定める法定耐用年数の期間内は、毎年度、第4条第2項に規定する要件を確認するため、補助対象設備により発電した電力量や自家消費割合等の実績について記録することとし、市長が必要と認めた場合は、市長求めに応じて自家消費量に関する報告書(別記第7号様式)により市長に報告しなければならない。

(取得財産等の管理義務)

**第15条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

**第16条** 補助事業者は、表の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、右欄に定める法定耐用年数の期間内において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、やむを得ず廃棄し、又は担保に供しようとする(以下「財産処分等」という。)ときは、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金財産処分等承認申請書(別記第8号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池設備	6年

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金財産処分等承認通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知する。なお、承認に関する基準は、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通

知) 別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じるものとする。

(関係書類の保管)

**第17条** 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して、第16条第1項の表の左欄に掲げる補助対象設備の区分に応じ、右欄に定める法定耐用年数を経過するまで保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月1日告示第349号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日告示第112号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月2日告示第461号)

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第152号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第4条関係)

##### 蓄電池の仕様

【家庭用蓄電池 (20kWh未満) : 1~6の全てを満たすこと。】

##### 1 蓄電池パッケージ

蓄電池部 (初期実効容量1.0kWh以上) とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

備考1 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

2 システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

## 2 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

### (1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。)

### (2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

### (3) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は、W、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

### (4) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

### (5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明

記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へ御連絡ください。」

#### (6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

### 3 蓄電池部安全基準

J I S C 8715-2 又は I E C 62619 の規格を満足すること。

### 4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

J I S C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める J I S C 4412 適用の猶予期間中は、J I S C 4412-1 若しくは J I S C 4412-2 ※ の規格も可とする。

※ J I S C 4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

### 5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量 10 k W h 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、I E C E E - C B 制度に基づく国内認証機関（N C B）であること。

### 6 保証期間

(1) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

備考 1 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

2 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

3 メーカー保証期間内の補償費用は、無償であることを条件とする。

4 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

5 J E M 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0

kWh未達の蓄電システムは対象外とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であって、次に掲げるものをいう。 (1) 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） (2) 水道、光熱、電力料（補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） (3) 機械経費（補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。）） (4) 負担金（補助事業を行うために必要な経費であって、契約、協定等に基づき負担するもの）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、次に掲げるものをいう。 (1) 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現場補修

			等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設等に要する費用
		現場管理費	補助事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	補助事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいう。
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること。）をいう。
	機械器具費		補助事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		補助事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

別記

第 1 号様式 (第 7 条関係)

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市太陽光発電等設置補助金の交付を受けたいので、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名			電話番号	
	住所				
補助対象設備の設置場所		<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ	鹿屋市		
住宅の区分		<input type="checkbox"/> 既存住宅（太陽光未設置の建売住宅を含む。） <input type="checkbox"/> 新築住宅			
工事予定	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
太陽光発電設備	最大出力 ※太陽電池モジュール公称最大出力合計値又はパワーコンディショナ定格出力合計値のいずれか低い方を記入(小数点以下切り捨て)		(A)	kW	
	補助金の額【(A)×70,000円】		(B)	円	
蓄電池設備	蓄電池容量 ※定格容量の数値を記入(小数点第2位以下切り捨て)		(C)	kWh	
	補助対象経費 (税抜き)	工事費	(D)	円	
		設備費	(E)	円	
		合計	(F)	円	
	1kWh当たりの蓄電池設備価格	(F)÷(C) ※小数点以下切り捨て	(G)	円 <input type="checkbox"/> 155,000円以下であることを確認しました。	
	補助金の額【(F)÷3】 〔蓄電池容量(C)が10kWhを超える場合 【(G)×10÷3】〕		(H)	円 ※1,000円未満の端数切り捨て	
蓄電池設備の仕様(要綱別表第1)の確認		<input type="checkbox"/> 適合することを確認しました。			
補助金交付申請額【(B)+(H)】			円		
施工事業者	名称			代表者名	
	所在地			電話番号	
				担当者名	

様

鹿屋市長

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金については、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定に付した条件
  - (1) 補助対象設備により発電した電力量の30%以上を自家消費としなければならない。
  - (2) 鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金については、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付の理由

鹿屋市長 様

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金について、補助事業が完了したので、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

交付決定者 (報告者)	氏名			電話番号				
	住所							
補助対象設備 の設置場所	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ	鹿屋市						
住宅の区分	<input type="checkbox"/> 既存住宅（太陽光未設置の建売住宅を含む。） <input type="checkbox"/> 新築住宅							
日程	工事着工日	年	月	日	工事完了日	年	月	日
	支払完了日	年	月	日				
補助金交付決定額	円							
補助対象設備	太陽光発電設備	年 月 日						
保証開始日	蓄電池設備	年 月 日						
電力会社の電力系統 への接続日	年 月 日							

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金については、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第12条の規定によりその額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額

円

鹿屋市長 様

申請者 住 所  
氏 名

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の補助金交付確定通知書に基づく鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店名	支店 支所 出張所
口座の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注 申請者名義の口座に限る。

口座情報を照合できる通帳の写し等を添付すること。

鹿屋市長 様

自家消費量に関する報告書

年 月 日付け 第 号で鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金の交付決定を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

報告者	氏名			電話番号	
	住所				
設備の設置場所	<input type="checkbox"/> 上記住所に同じ	鹿屋市			
太陽光発電設備出力	<small>太陽電池モジュール公称最大出力合計値又はパワーコンディショナ                      定格出力合計値のいずれか低い方（注 小数点以下切り捨て）</small> kW				
報告期間	年度（ 年 月 ～ 年 月）				
上記期間の発電量	(a)	kWh			
上記期間の自家消費量	(b)	kWh			
上記期間の売電量					kWh
上記期間の自家消費率	(b) ÷ (a)			%	



様

鹿屋市長

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金財産処分等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

- 1 処分等を行う財産の内容
- 2 処分等の方法
- 3 承認の条件

処分等が完了した場合は、速やかに処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額等が分かる書類の写しを提出すること。